

高齢者虐待防止の指針

第1条 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

ケイズリハビリ訪問看護ステーションおよびケイズ居宅介護支援杉並（以下事業所という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

- ① 身体的虐待：高齢者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。

第2条 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待の発生防止等に取り組むにあたって高齢者虐待防止検討委員会を設置する。

- (1) 本委員会の委員長は各事業所の管理者とする。本委員会は、委員長と担当で構成する。
- (2) 高齢者虐待防止検討委員会は、委員長が各部署及びグループから1名以上選出し構成する。
- (3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催は6カ月に1回程度定期的に開催する。また、虐待の発生時には、必要に応じて随時開催する。
- (4) 高齢者虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次の内容について協議する。

- ① 高齢者虐待防止対策および発生時の対応の検討に関すること
- ② 指針やマニュアル整備に関すること
- ③ 職員等への教育及び研修に関すること
- ④ 利用者・職員等への健康状態の把握に関すること
- ⑤ 発生時の指揮・連絡・対応・報告に関すること
- ⑥ 役割、職種ごとの対策実施状況の把握と評価に関すること
- ⑦ 事業所外の発生情報の収集分析及び対策の評価・活用に関すること
- ⑧ 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

第3条 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

高齢者虐待の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。研修の内容は、基礎内容等の確認・啓発や虐待防止のための取り組み、早期発見・発生時の対

応について行うものとする。

研修の種類と内容は次のとおりとする。

- ・定期的な研修(年1回以上)及び新規採用時の基礎的知識研修
- ・必要に応じて随時開催する研修や外部研修会等への参加
- ・研修の記録については書面又は電磁的記録により保存する。

第4条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)また、緊急性の高い事実の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1)職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、速やかに市町村に報告する。
- (2)虐待防止検討委員会の担当者へ報告し、虐待者が本人であった場合には、他の上長へ報告する。
- (3)虐待防止検討委員会の担当者は、相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行する。
- (4)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (5)上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、外部機関に相談する。
- (6)事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (7)必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。
- (8)虐待発生の原因究明のため、関連する情報を収集・把握し、迅速な対応が取れるよう虐待に関わる情報管理を行うとともに報告が義務付けられているものについては、速やかに自治体に報告する。また緊急性が高い場合には警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第6条 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1)虐待対応の責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度について利用者やその家族等へ啓発する。
- (2)家族の支援が著しく乏しい利用者の場合および利用者やその家族等から相談があった場合には、訪問看護ステーションはまずは介護支援専門員に、ケアマネジャーは地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1)虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情担当者に報告する当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上長に相談します。
- (2)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払う。
- (3)対応の流れは、上述の「第5条虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- (4)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

第8条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者およびその家族、職員等がいつでも閲覧できるようにする。

第9条 その他高齢者虐待防止推進のために必要な事項

高齢者虐待防止マニュアルは、第3条に定める研修のほか、外部機関により虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽に努める。

(附則) 令和3年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 3 月 1 日改定

令和 7 年 2 月 6 日改定